

【業務】
令和8年10月期
総合評価落札方式等 実施方針



四国地方整備局

- ◆四国は急峻な地形、脆弱な地質の上、南北で極端な降雨特性を有するなど極めて厳しい自然条件に立地するとともに、南海トラフに伴う海溝型地震（M8～9クラス）が今後30年以内に60～90%程度以上の発生確率と算定されており、四国に暮らす約350万人の安全と安心を確保できる体制の継続的な確保が不可欠となっている。
- ◆また、四国は全国に先駆けて人口減少が加速、老年人口の割合も全国平均より約10年速いペースで進展する中、地域の存続に向けては各種の地域計画等と連携した必要な社会基盤を整え、維持していくことが求められる。
- ◆一方、全国的に人材不足が叫ばれる中、建設業への就業者数も平成9年をピークに約3割減少、高齢化が進む中、四国で建設業を営む者は最近の20年間で約3～5割も減少しており、このままでは災害等をきっかけに地域の社会基盤が機能を失い、地域崩壊を招くことが危惧される。
- ◆このことから四国地方整備局では、良好な社会インフラを将来にわたり安定的に整備・保全するために必要な担い手となる地域建設業及び建設コンサルタント等を確保・育成していくことを目的に、「やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現」、「生産性の高い建設生産システムの実現」、「サステイナブルな四国の安全安心の実現」を3本柱として各種取組を進めることとする。

やりがいとWLBが両立した環境の実現	生産性の高い建設生産システムの実現	サステイナブルな四国の安全安心の実現
満足度の高い仕事（＝社会的なプレゼンス）とプライベートの両立した業界を目指す。	人口減少時代を見据え、DXの活用等により労働生産性を向上し、新4K（給料、休暇、希望、カッコいい）を目指す。	少子高齢化が先行する四国のインフラの担い手として、建設業界の持続可能な発展を通じて四国の安全・安心を提供し続けることを目指す。

1. やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現

①	WLB推進等企業評価	P 6
②	履行期限の平準化	P 7
③	技術者の手持ち業務量の緩和	P 8
④	配置予定管理（主任）技術者の雇用関係の見直し	P 9
⑤	出産・育児等による休業期間の評価	P 10
⑥	賃上げを実施する企業に対する加点	P 11
⑦	若手技術者表彰受賞者を評価する評価【新規】	P 12

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧	インフラDX大賞の評価	P 14
⑨-1	一括審査方式の試行	P 15
⑨-2	実施方針の提出・評価を省略する試行	P 16
⑨-3	業務能力評価型の試行	P 17
⑩	競争参加表明者に自己評価の提出を求める試行	P 20
⑪	技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧	P 21
⑫	参加意思確認型の運用・試行【新規】	P 22

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

- ⑬ 地域企業の活用促進（チャレンジ型） P 2 8
- ⑭ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 P 2 9
- ⑮ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行【見直し（運用）】・ P 3 0
- ⑯ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価 P 3 3
- ⑰ 次世代の担い手確保・育成【（見直し（運用））】 P 3 4
- ⑱ 建設シニアの活用を促す試行（照査技術者の配置要件の見直し） . . . P 3 5
- ⑲ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価 P 3 6
- ⑳ 事業促進P P P・P M・C M業務実績の加点評価 P 3 7
- ㉑ 国土交通省登録資格の評価（組合せ加点の試行） P 3 8
- ㉒ 業務成績評価の対象 P 4 1
- ㉓ 学会表彰の活用 P 4 3

1. やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現

試行メニュー		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	WLB推進等企業評価	女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取り組み指針に基づき、建設業界全体でWLB等が推進されるための取り組みとして、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価するもの	女性活躍推進法（えるぼし等）、次世代法（くるみん等）、若者雇用促進法（ユースエール）のいずれかの法令に基づく認定を受けている企業を加点評価	プロポーザル方式 総合評価落札方式	標準
②	履行期限の平準化	年度末に完了する業務は、不具合の発生率が高い傾向にあり、業務完了の集中による品質低下が懸念されているとともに、年度末における技術者の長時間労働の要因になっている	業務サイクルの見直し、計画的な発注により履行期限の平準化を推進する	全ての発注方式	継続
③	技術者の手持ち業務量の緩和	履行中業務の履行期限や補正予算及び翌年度予算による新規業務の発注手続きが年度末に集中している現状に鑑みて、手持ち業務量の制限を一部緩和する試行に取組み、受注機会の拡大を図る。	第4四半期に入札契約手続きを開始（公告）する業務は、当該年度内に完了する業務を手持ち業務量の対象外とする。	全ての発注方式	継続
④	配置予定管理（主任）技術者の雇用関係の見直し	競争参加資格要件として、配置予定管理（主任）技術者に基準日（参加表明書の提出日）時点で参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。	近年の企業再編や移籍・転職などの多様な働き方に対応するため、基準日（参加表明書の提出日）時点で参加表明者と直接的な雇用関係を求めることとする。	全ての発注方式	継続
⑤	出産・育児等による休業期間の評価	予定技術者の経験及び能力の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるもの。	・配置予定技術者の評価期間について、出産・育児等による休業期間を評価対象期間から除くもの。 ・同種・類似業務実績、業務成績 ・技術者表彰、CPD取得実績	全ての発注方式	継続
⑥	賃上げを実施する企業に対する加点	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うもの。	事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点評価 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。	総合評価落札方式	継続
⑦	若手技術者表彰受賞者を評価する試行	若手技術者の技術力向上・モチベーションアップ、管理技術者への登用の促進を図るもの。	R8年度より実施する若手技術者表彰を受賞した技術者を、他の表彰と同様、加点評価する。	プロポーザル方式、総合評価落札方式すべて	新規

①ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行 【標準】

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

○女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する。

根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
認定制度	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
概要	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進のための取り組みの実施状況や優良な企業を厚生労働大臣が認定	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定	・若者の採用・育成の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定
認定基準 (一部抜粋)	・男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること ・直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	・男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること ・女性労働者の育児休業等取得率が、5%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
加点評価の対象となる認定等	・プラチナえるぼし ・えるぼし3段階目 ・えるぼし2段階目又は1段階目、かつ、労働時間等の働き方の基準を満足 ※行動計画による加点は無し  	・プラチナくるみん ・くるみん (R4. 4. 1以降) ・くるみん (H29. 4. 1～R4. 3. 31) ・トライくるみん ・くるみん   	・ユースエール 
加点	いずれかの認定を受けていれば 0. 5点		

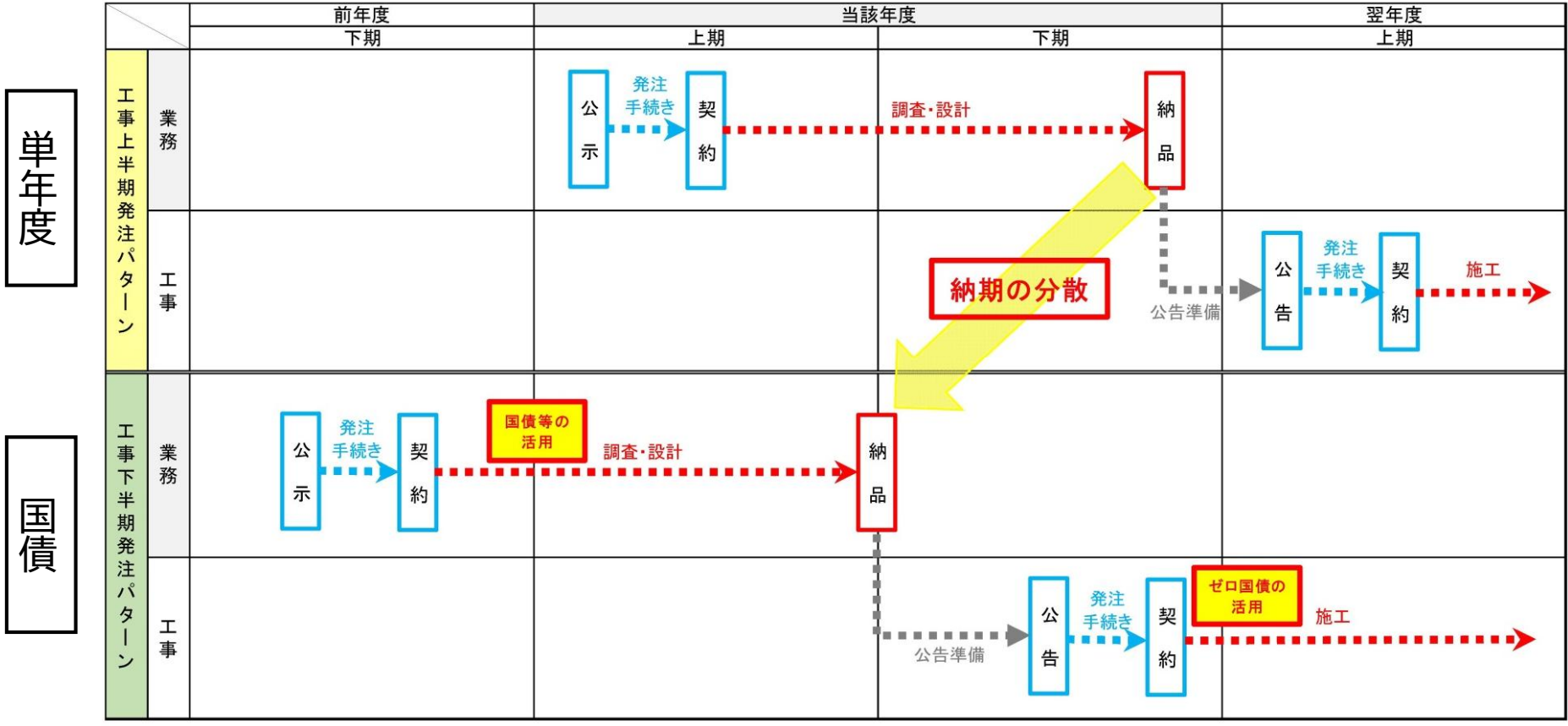
②履行期限の平準化

【継続】

【対象: 全ての発注方式】

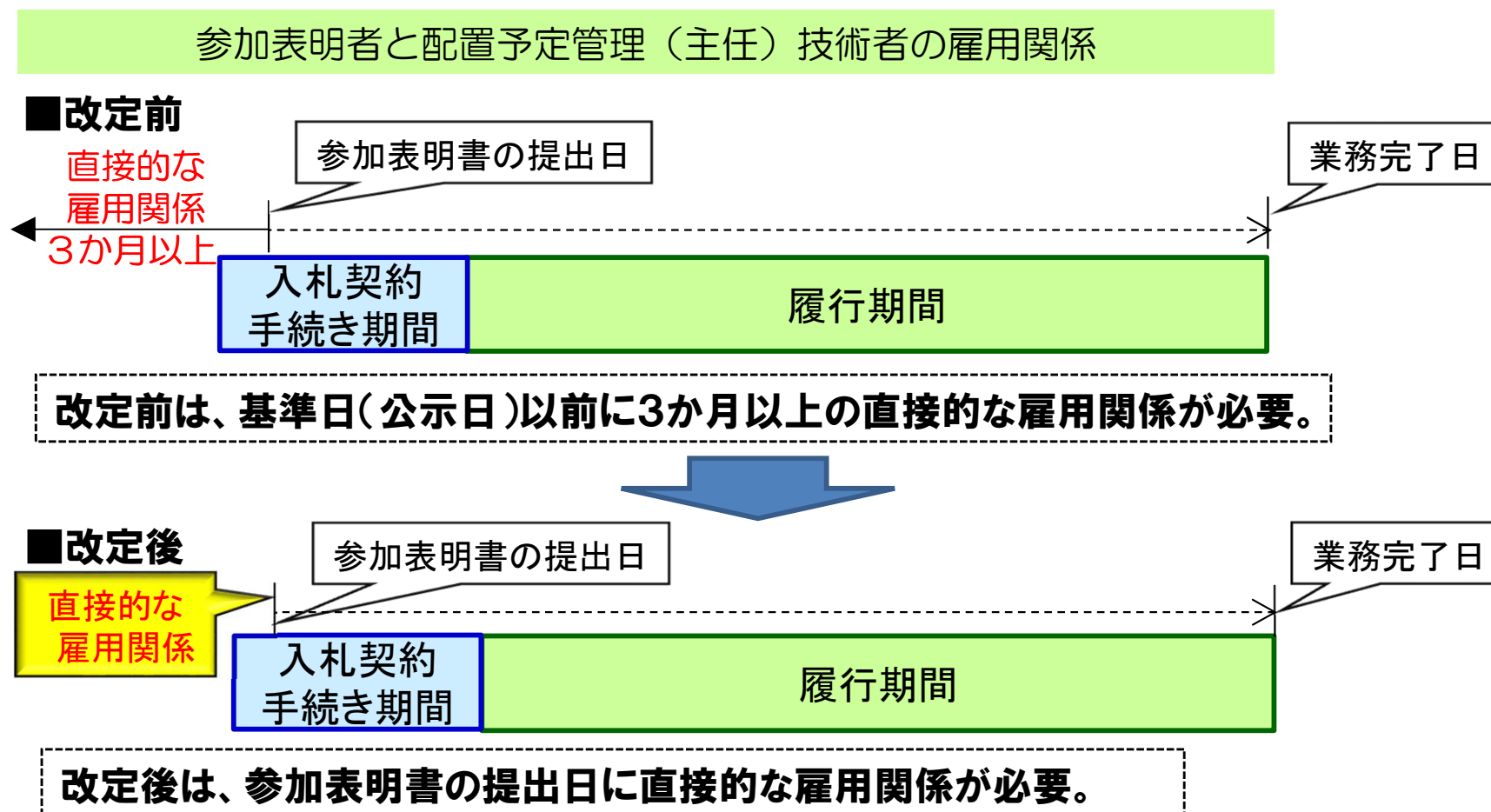
- 業務の履行期限が年度末に集中しており、その時期に完了する業務は、不具合の発生が高い傾向にあることから、品質低下が懸念されているとともに、年度末における技術者の長時間労働の要因になっている。
- このため、発注者は積極的に業務サイクルの見直しを行い、計画的な発注により履行時期の平準化の取組を実施する。具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行時期の平準化を推進する。

発注・履行時期の平準化のイメージ



④配置予定管理(主任)技術者の雇用関係の見直し 【継続⇒標準化】 【対象:全ての発注方式】

- 競争参加資格要件として、配置予定管理(主任)技術者に基準日(参加表明書の提出日)時点で参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。
- 近年の企業再編や移籍・転職などの多様な働き方に対応するため、基準日(参加表明書の提出日)時点で参加表明者と直接的な雇用関係を求めることとする。



◆近年の取り組み

- ・令和6年度より全ての業務で実施

⑤ 出産・育児等による休業期間の評価

【継続⇒標準化】

【対象：全ての発注方式】

- 配置予定技術者の評価（業務実績・成績・表彰・CPD）対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。
ただし、休業期間が確認できる資料の写し（取得証明書等）の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
（確認できる資料の提出があった場合）

■評価対象期間【改定前】

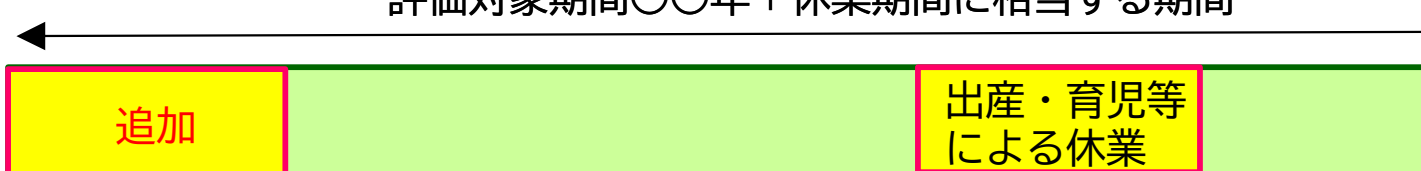
評価対象期間〇〇年



改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。

■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年 + 休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度より全ての業務に適用
- ・令和8年度も継続

⑥賃上げを実施する企業に対する評価

【継続】

【対象：総合評価落札方式】

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

- 適用対象**：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務。
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。
- 加點評価**：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加點。
加點を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加點割合は3%※以上。（賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）※R8.4.1～
- 実績確認等**：加點を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加點する割合よりも大きく減點。
（賃上げ加算点に1点を加えた減點）

■総合評価の加點（単体企業又は同業種設計共同体を対象とした発注方式の場合）

	技術評価点合計	賃上げ評価点（加點）	加點後技術評価点合計	加點割合
簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）	100	4	／104	3%（≥3%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：2）	150	5	／155	3%（≥3%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：3）	200	7	／207	3%（≥3%）

■詳細についてはこちら（四国地方整備局HP）

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

⑦若手技術者表彰受賞者を評価する試行

【新規】

【対象：全ての発注方式】

- ・将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業が求められる中、地域の安心・安全を守るうえで、建設業の担い手確保は喫緊の課題であるとともに、魅力ある産業とするための施策が必要。
- ・その中で、若手技術者の技術力向上とモチベーション向上を図り、建設業をより魅力ある産業としていく取組として、令和9年度から「若手技術者表彰（※）」制度を創設する。
- ・制度創設に伴い、令和9年度の総合評価から「若手技術者表彰受賞者」の加点評価を行う。

※若手技術者表彰：表彰する年度の前年度に四国地方整備局が発注し完成した業務のうち、優秀建設技術者表彰を受賞するもの以外の中から優秀な成績を収めた若手技術者を選定。
（若手技術者とは、管理技術者または主任技術者のうち、各年3月31日現在の年齢が40歳以下の技術者）

【実施内容】

適用対象：令和9年9月1日以降に公告する、全ての業務。

加点評価：「若手技術者表彰受賞者」を配置予定管理技術者等とした場合、加点評価する。（下記のとおり）

< 現行：（例）プロポーザル方式 >

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	
	判断基準	選定時	特定時	選定時	特定時
配置 予定 管理 技術 者等 の 経 験 及 び 能 力	成績・表彰				
	専門技術力				
	業務執行技術力				
	令和4年度以降の技術者表彰の有無※				
	令和4年度以降の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の技術者表彰について下記の順位で評価する。				
	① 四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞の実績あり。	①5	①5	①5	①5



< 今後：（例）プロポーザル方式 >

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	
	判断基準	選定時	特定時	選定時	特定時
配置 予定 管理 技術 者等 の 経 験 及 び 能 力	成績・表彰				
	専門技術力				
	業務執行技術力				
	令和4年度以降の技術者表彰の有無※				
	令和4年度以降の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の技術者表彰について下記の順位で評価する。				
	① 四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞の実績あり。	①5	①5	①5	①5

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

試行メニュー		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑧	インフラDX大賞の評価	インフラDXの取組大賞を受賞した企業のインセンティブを与えることで、生産性向上に向けた建設業界全体の底上げを図ることを目的に実施するもの。	「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞、四国地方整備局長賞）」の実績を有する企業を加点評価	全ての発注方式	標準
⑨	一括審査方式の試行	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とするもの。	技術審査の効率化及び受発注者双方の事務手続きの負担軽減等を目的に一括して審査（1グループ最大3件まで）	総合評価落札方式（一般競争入札方式（業務能力評価型）を追加）において、 ①（分任）支出負担行為担当官が同一 ②業務の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ ③規模（金額）が同程度で多数の参加希望者が見込まれる などを全て満たす業務	継続
	実施方針の提出・評価を省略する試行		技術提案書等の作成・審査に係る受発注者の負担軽減を目的に、実施方針の提出・評価を省略	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型）	継続
	業務能力評価型の試行		技術提案書等の作成・審査に係る受発注者の負担軽減を目的に、実施方針の提出を省略し、企業・技術者評価で総合評価を実施	総合評価落札方式（簡易型）の一部	継続
⑩	競争参加表明者に自己評価の提出を求める試行	評価・審査のミス防止・精度向上を図るため、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求めるもの。	参加表明者において想定される評価点を記載した参考資料の提出を求める	全ての発注方式	継続
⑪	技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧	・業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、これまで、各事務所等に来庁して閲覧していたところ。 ・業務の効率化、働き方改革の推進を目的とする。	令和5年12月より電子納品保管管理システム（外部閲覧システム）が運用開始された	プロポーザル方式 総合評価落札方式	標準
⑫	参加意思確認型の運用・試行	・近年、業務発注において、1者応札が継続している案件が多く発生しており、1者応札の場合でも技術提案書等の作成・評価が必要となることから、受発注者において負担となっている。	1者応札が継続している案件について、「参加者の有無を確認する公募手続き」を適切に活用する。	プロポーザル方式 総合評価落札方式	新規

⑧インフラDX大賞の評価【標準】

【対象：全ての発注方式】

- 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和3年度の業務から「i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）」受賞実績を、四国地方整備局長表彰と同等の評価。令和4年度からインフラDX大賞と名称を変え、インフラ分野のDXに優れた実績を挙げた取り組みを評価。
- 令和6年度から四国地方整備局長賞の追加と加点の対象とする表彰等の区分を明記。

■評価基準【土木コン】企業表彰（プロポーザル方式）の例

評価項目					評価の着目点	評価のウェイト
					判断基準	
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	令和4年度以降の企業表彰の有無	令和4年度以降の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の企業表彰等について、下記の順位で評価する。	
					① 四国地方整備局長表彰（業務）又はインフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）の実績有り	① 5
					② 四国地方整備局部長等（部長、総括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰（業務）又はインフラDX大賞（四国地方整備局長賞）の実績有り	② 3
					③ 四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績有り	③ 2
					④ 四国地方整備局以外の局長表彰（業務）、事務所長表彰等（業務）の実績有り	④ 2
					⑤ 土木学会四国支部表彰（地域技術賞、地域貢献賞）の実績有り	⑤ 2
					⑥ 上記に該当しない場合は加点しない	⑥ 0

- ◆近年の取り組み
- ・令和3年度から全ての発注方式で実施
 - ・令和8年度以降も継続

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑨ー1 一括審査方式の試行 【継続】 【対象：総合評価落札方式、一般競争入札（業務能力評価型）】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。
- 発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

【発注見通しの公表イメージ】

業務名：令和2年度 ○○地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務
 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式
 一括審査方式(道路1)

業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務
 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式
 一括審査方式(道路1)

一括審査のグループを明示

【一括審査の落札者決定イメージ】

落札順番 (落札決定順)		業者ア	業者イ	業者ウ	業者エ
A業務 1番目	評価点順位	落札決定 1位	入札なし (不参加)	2位	3位
B業務 2番目	評価点順位	無効	落札決定 1位	2位	入札なし (不参加)
C業務 3番目	評価点順位	無効	無効	落札決定 1位	2位

※順位づけの後、評価点順位の最上位の者から落札決定する
 ※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

◆近年の取り組み

年度	組数・件数	年度	組数・件数
平成30年度(試行開始)	5組13件	令和4年度	5組12件
令和元年度	11組24件	令和5年度	8組19件
令和2年度	12組31件	令和6年度	9組23件
令和3年度	10組24件	令和7年度	15組33件

【競争参加者の資料提出イメージ】

A業務
 様式-1 様式-2 ~ 様式-10 様式-11 様式-12

B業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

C業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

B、C業務は様式-2~10、12を省略

- 「参加表明書(表紙)」様式-1は、すべての業務に提出
- 「技術提案書(表紙)」様式-11は、指名されたすべての業務に提出

⑨-2 実施方針の提出を省略する試行【継続】【対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型）】

- 技術提案書等の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とする。
- 技術提案書と記載内容が重複しやすい簡易な実施方針の提出・評価を省略して、技術者の資格、経験等及び技術提案書（特定（評価）テーマ）の評価により技術評価点を決定する。

(様式-12)

簡易な実施方針

会社名

・業務の目的

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1) 業務の目的、業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。業務の目的、業務の実施方針について、文字サイズ10ポイント以上とし、業務の目的、業務の実施方針を合わせて10行以内に記載する

注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない

注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない

注4) 業務の目的、業務の実施方針の記載箇所には図表は記載せず、文章のみとする

簡易な実施方針
の提出を省略

簡易な実施方針
の評価を省略

《配点例（プロポーザル方式の場合）》

評価項目	評価内容	評価の着目点		設定	発注方式
					プロポーザル (総合評価型)
予定技術者 10	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10[確認]
			同種又は類似業務等の実績	◎	5[10]
			当該業務従事期間	○	[5]
			CPDの取得状況	◎	2
			計【%】		17【8.5%】
		成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間)	◎	28[25]
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5
			手持ち業務件数、金額	-	確認
		計【%】		33【16.5%】	
	担当技術者	技術者資格等	○	{3}	
	照査技術者	技術者資格等	○	{3}	
		集計【%】		50【25%】	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	与条件との整合	◎	30
			論理的な整理	◎	50
		実現性	説得力	◎	50
			提案内容の裏付け	◎	20
		計【%】		150【75%】	
参考見積	業務コストの妥当性	-	確認		
技術評価の合計【%】					200【100%】

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑨-3 業務能力評価型の試行

【継続】

【対象：総合評価落札方式（簡易型）の一部】

- 技術提案書等の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とする。
- 実施方針の提出・評価を省略し、企業及び技術者の資格、経験等の評価により評価点を決定する。
- 企業及び技術者の評価点固定化を防止するために、同種又は類似業務成績の評価を追加する。
- 一般競争入札方式とすることで、指名段階の手続きが省略可能となり、手続き期間も短縮できる。

◆単純な調査や測量、設計などの比較的難易度の低い業務は、標準的な実施方法等が広く認知され、具体的な工夫や提案の余地が少ないため、実施方針への記載も一般的な内容になりやすい

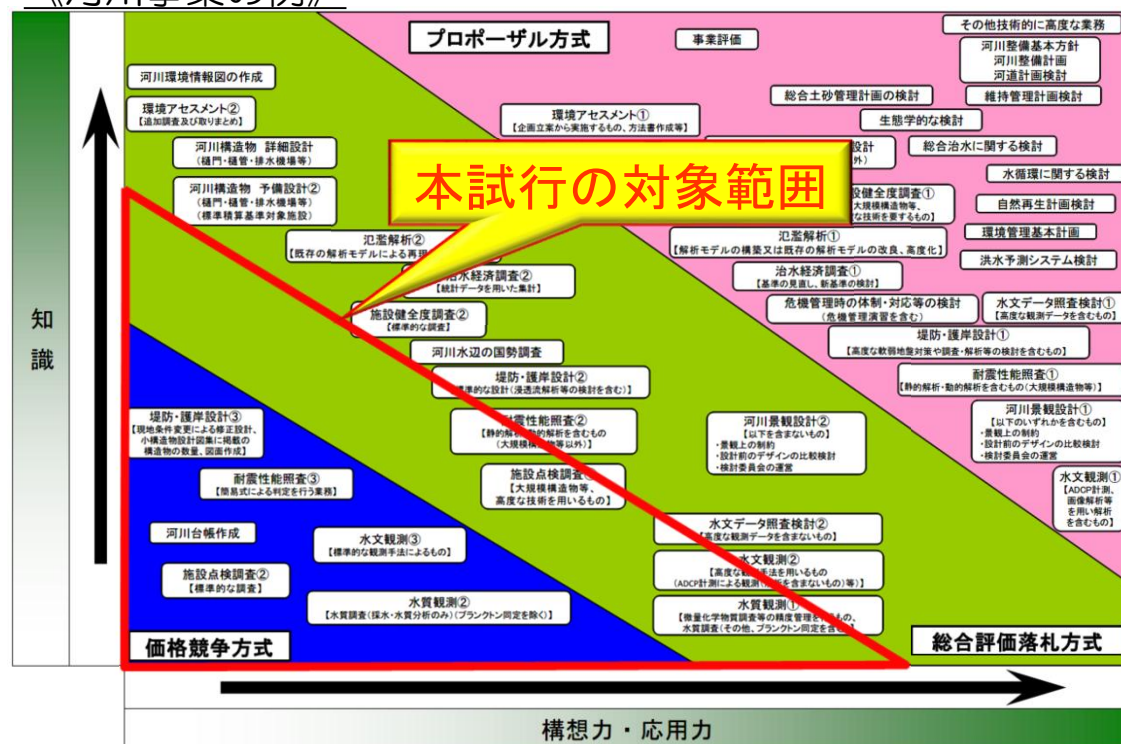
◆評価に差が付きにくい ➡ ★実施方針の提出・評価を省略

《入札時配点例》

入力時刻例

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式 総合評価 (簡易型)(1:1) 業務能力評価型		
企業	企業	資格・実績	技術部門登録	◎	5	
			同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	9(5)	
			迅速性(営業拠点)	—	確認のみ	
			当該事務所、周辺での受注実績 (過去10年度間+α)	○	(4)	
			ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	◎	1	
			計(%)		15【15%】	
		成績・表彰	同種又は類似業務の成績	◎	10	
			業務の成績(過去2年度間)	◎	20	
			業務表彰の有無(過去2年度間+α)	◎	5	
			計【%】		35【35%】	
		集計【%】		50【50%】		
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)【確認のみ】	
			同種又は類似業務等の実績	◎	5	
			当該業務従事期間	○	[5]	
			CPDの取得状況	◎	2	
			当該事務所、周辺での受注実績	○	(5)	
			計【%】		17【17%】	
		成績・表彰	同種又は類似業務の成績(技術者評定点)	◎	10	
			業務の成績(技術者評定点)(過去4年度間)	◎	18(15)	
			業務表彰の有無(過去4年度間+α)	◎	5	
			手持ち業務件数、金額	—	確認のみ	
				計【%】		33【33%】
			担当技術者	技術者資格等	○	{3}
			照査技術者	技術者資格等	○	{3}
		集計【%】		50【50%】		
業務実施体制の妥当性				— 確認のみ		
技術評価の合計【%】				100【100%】		

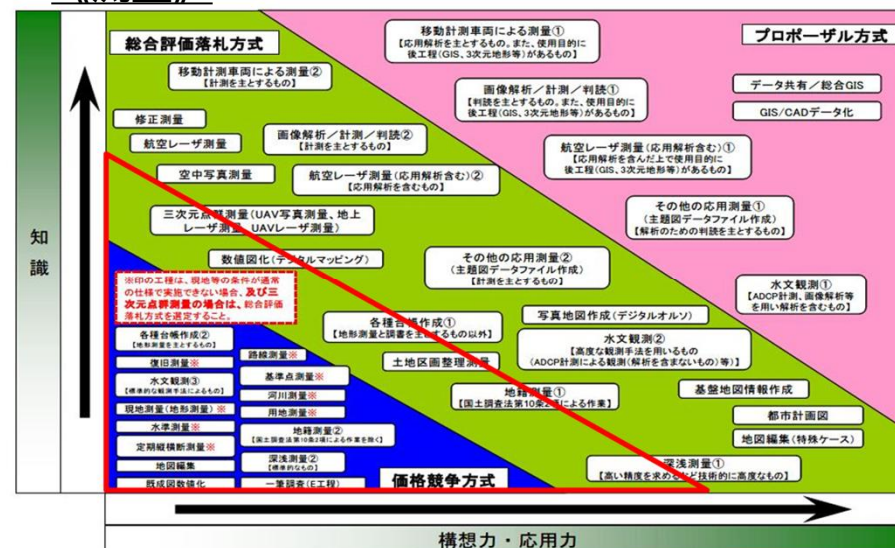
《河川事業の例》



構想力・応用力

- ・道路、地質、測量の対象範囲を追加。範囲に全部含まれていない業務は、業務内容により判断。

《測量》



⑨-3 業務能力評価型の試行

【継続】

【対象：総合評価落札方式（簡易型）の一部】

【評価方法の見直し】

- ・ 同種・類似業務の業務成績の評価については、近年の成績評定点を評価するよう見直しを行う。
- ・ 見直し後の評価内容は、企業及び技術者の成績評定点平均値評価と同様の期間（企業は2年度+α、技術者は4年度間+α）の実績業務における成績評価を加点評価の対象とする。

【企業評価による見直し内容】

■現状（過去10年間）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務が複数件数申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10 ②7 ③4 ④6 ⑤4 ⑥2 ⑦0
	① 80点以上：同種業務	
	② 79点：同種業務	
	③ 78点：同種業務	
	④ 80点以上：類似業務	
	⑤ 79点：類似業務	
	⑥ 78点：類似業務	
	⑦ 上記以外は加点しない。	



■見直し（2年度間+α）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係、農業関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した令和7年度以降の完了業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務が複数件数申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10 ②7 ③4 ④6 ⑤4 ⑥2 ⑦0
	① 80点以上：同種業務	
	② 79点：同種業務	
	③ 78点：同種業務	
	④ 80点以上：類似業務	
	⑤ 79点：類似業務	
	⑥ 78点：類似業務	
	⑦ 上記以外の場合、令和5年度以前の完了業務の場合及び参加資格要件として同種又は類似業務等の実績は認める場合は加点しない。	

【技術者評価による見直し内容】

■現状（過去10年間）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務を複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10 ②7 ③4 ④5 ⑤3 ⑥1 ⑦6 ⑧4 ⑨2 ⑩3 ⑪1 ⑫0
	① 80点以上：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	② 79点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	③ 78点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	④ 80点以上：同種業務に担当技術者として従事	
	⑤ 79点：同種業務に担当技術者として従事	
	⑥ 78点：同種業務に担当技術者として従事	
	⑦ 80点以上：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑧ 79点：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑨ 78点：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑩ 80点以上：類似業務に担当技術者として従事	
	⑪ 78点以上：類似業務に担当技術者として従事	
	⑫ 上記以外は加点しない。	



■見直し（4年度間+α）

同種業務または類似業務の業務成績	同種業務または類似業務として申請した業務について、国土交通省（港湾空港関係、農業関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した令和5年度以降の完了業務の場合に、テクリス登録業務評定点により以下のとおり評価する。なお同種（類似）業務を複数件申請できる場合、配点が低い業務で評価する。	①10 ②7 ③4 ④5 ⑤3 ⑥1 ⑦6 ⑧4 ⑨2 ⑩3 ⑪1 ⑫0
	① 80点以上：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	② 79点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	③ 78点：同種業務に管理（主任）技術者として従事	
	④ 80点以上：同種業務に担当技術者として従事	
	⑤ 79点：同種業務に担当技術者として従事	
	⑥ 78点：同種業務に担当技術者として従事	
	⑦ 80点以上：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑧ 79点：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑨ 78点：類似業務に管理（主任）技術者として従事	
	⑩ 80点以上：類似業務に担当技術者として従事	
	⑪ 78点以上：類似業務に担当技術者として従事	
	⑫ 上記以外の場合、令和4年度以前の完了業務の場合及び参加資格要件として同種又は類似業務等の実績は認める場合は加点しない。	

【継続】 **【対象:全ての発注方式】**

○評価・審査のミス防止・精度向上を図るため、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求めるもの。

- 評価・審査のミスにより、入札契約手続きの中止や契約解除に至る業務が毎年度数件程度発生している
 - 手続き中止や契約解除となった業務は、業務内容等を見直した上で再発注等を行っている
- ⇒参加者の自己評価と比較し評価・審査の精度を向上することで再発注等を防止し、事務手続きの負担軽減を図る。

【契約解除に至った場合の記者発表例】



令和 年 月 日

業務の契約解除について

当事務所が令和 年 月 日に契約締結した下記の業務について、入札契約手続きに不備が判明したため、受注者との協議により契約を解除しました。

なお、契約の相手方には責任はないことから受注者の詳細についての公表は行いません。

ご理解をお願いいたします。

【業務名】令和〇年度 〇〇〇〇業務

【概要】技術評価点の判断基準である「〇〇〇〇」の評価に誤りがあり、この誤りに気付かないまま入札手続を進めた結果、本来落札予定であったものではない他者と契約締結に至ったもの。

公共工事等における入契契約手続きについては、常日頃より十分な注意を払いながら進めているところではありますが、今後、より一層再発防止に努めてまいります。

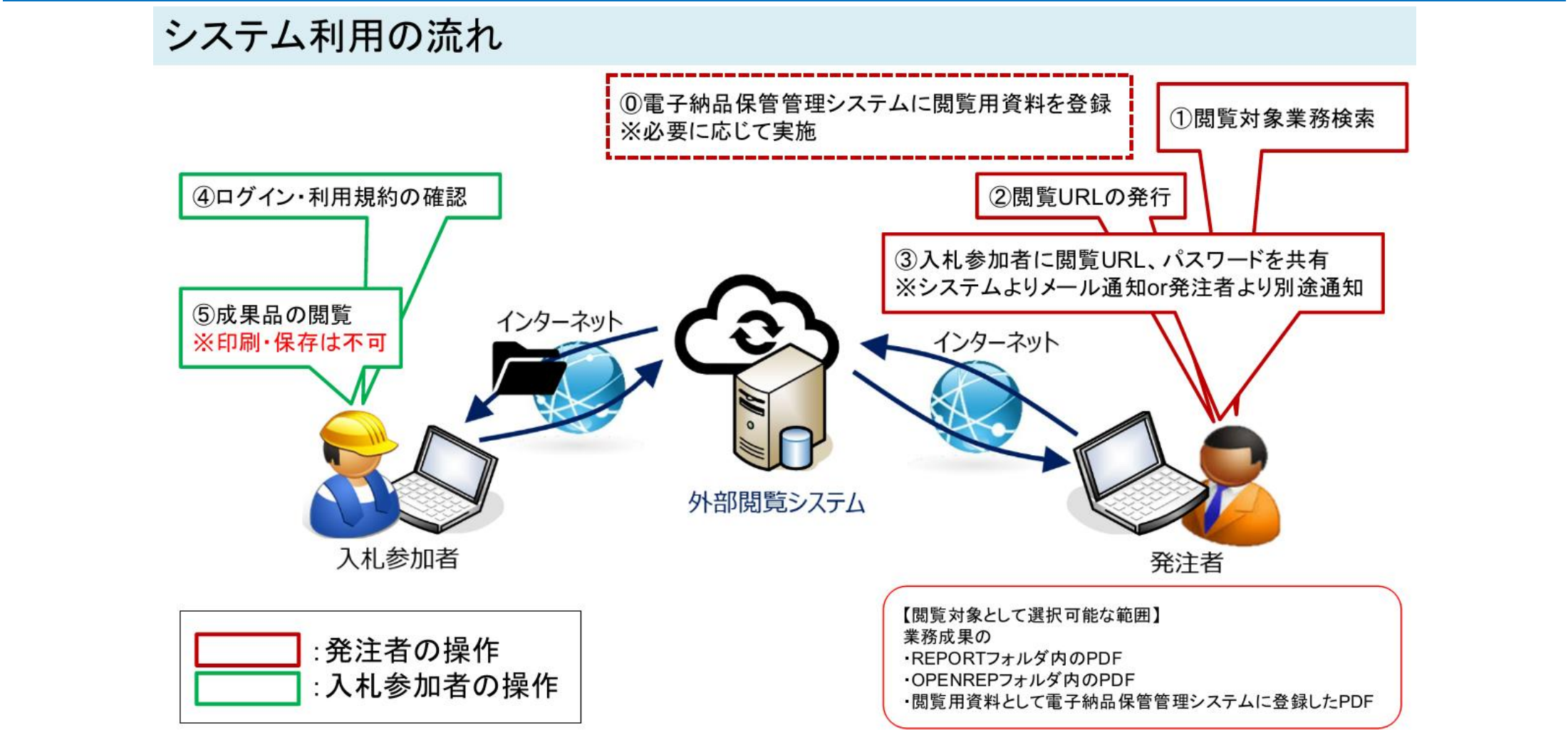
【提出を求める参考資料（プロポーザル方式の例）】

・自己評価					企業名:	
評価項目		評価の着目点			選定時評価	特定時評価
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部の建設コンサルタント登録等		
		専門技術力	成果の確実性	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容		
		その他		WLB等推進		
	成績・表彰	専門技術	成果の確実性	過去2年度間の業務成績		
				令和3年度以降の企業表彰の有無		
小計						
配置者等の経験及び能力（主任）技術	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		
		専門技術力	業務執行技術力	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容		
			CPD	CPDの取得状況		
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年度間の業務成績		
				令和元年度以降の技術者表彰の有無		
小計						
照配置者	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	技術者資格等、その専門分野の内容 その専門分野の内容		
		専門技術力	成果の確実性	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容		
合計						

注1) 本様式は適切な入札契約を行うために参考として提出を求めるものであり、ここに記載した評価値により技術提案書の提出を要請するものの選定や技術提案書の特定を行うものではない。
 注2) 参加表明者が想定する評価値を着色箇所記入すること(斜線部に記入しないこと)。
 注3) 設計共同体的場合は、構成員毎に本様式を作成すること。なお、代表者のみを評価する項目について、構成員は記入する必要はない。

⑪ 技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧 【標準】
【対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式】

- 業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、令和4年1月より来庁による閲覧に併せて、インターネットを活用した閲覧（ダウンロード）の試行により、来庁時間を削減し業務の効率化に繋がっている。
- 令和6年度からは、令和5年12月に運用が開始された電子納品保管管理システム（外部閲覧システム）の利用を開始している。



⑫参加意思確認型の運用・試行【新規】

<背景・課題>

○近年、業務発注において、1者応札が継続している案件が多く発生しており、1者応札の場合でも技術提案書等の作成・評価が必要となることから、受発注者において負担となっている。

○改正品確法第21条において、技術、設備又は体制等から受注者が極めて限られ、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合の入札方式について明記。

(改正品確法第21条)

発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

<課題解決の方策>

○1者応札が継続している案件について、「参加者の有無を確認する公募手続き」を適切に活用し、受発注者双方の資料作成の負担軽減に加え、手続き期間の短縮を図るとともに、履行期間の確保を図る。

なお、実施にあたっては、改正品確法第21条の趣旨を踏まえて発注する土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、下記条件を満たす業務を対象とする。

【運用:プロポーザル方式】

- ①同一の内容について3回以上を同一会社の1者応札が継続している業務
- ②入札等参加資格要件が最大限緩和されている業務
- ③今後も競争が働きにくいと思われる業務
- ④公募型・簡易公募型プロポーザル方式により発注している業務(標準型プロポーザル方式は含まない)

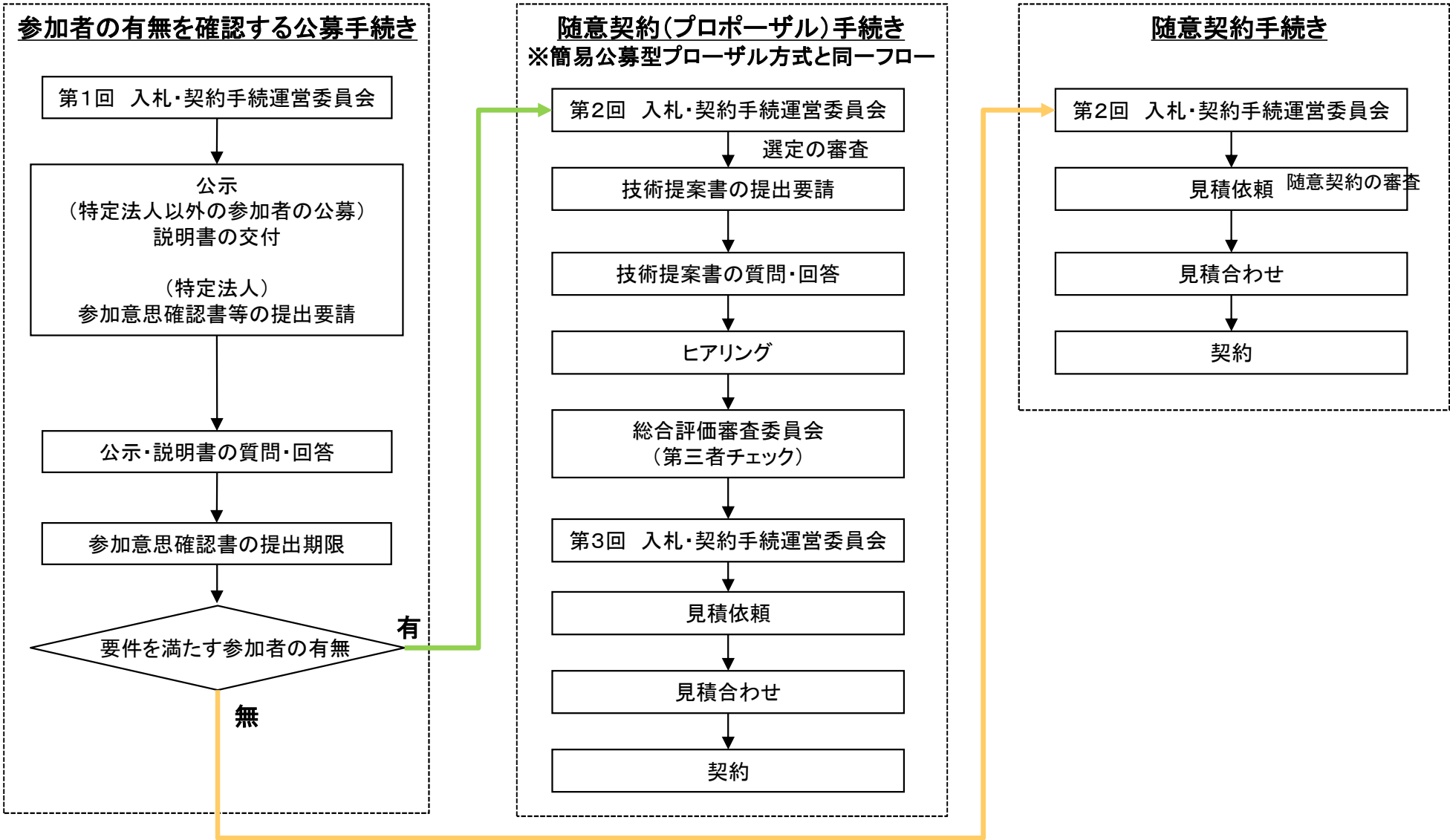
【試行:総合評価落札方式】

- ①同一の内容について3回以上を同一会社の1者応札が継続している業務
- ②入札等参加資格要件が最大限緩和されている業務
- ③今後も競争が働きにくいと思われる業務
- ④総合評価落札方式(標準型・簡易型)により発注している業務(価格競争は含まない)

⑫参加意思確認型の運用・試行【新規】

対象業務：プロポーザル方式において、同一の内容について3回以上1者（同一業者）応札が続いている土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

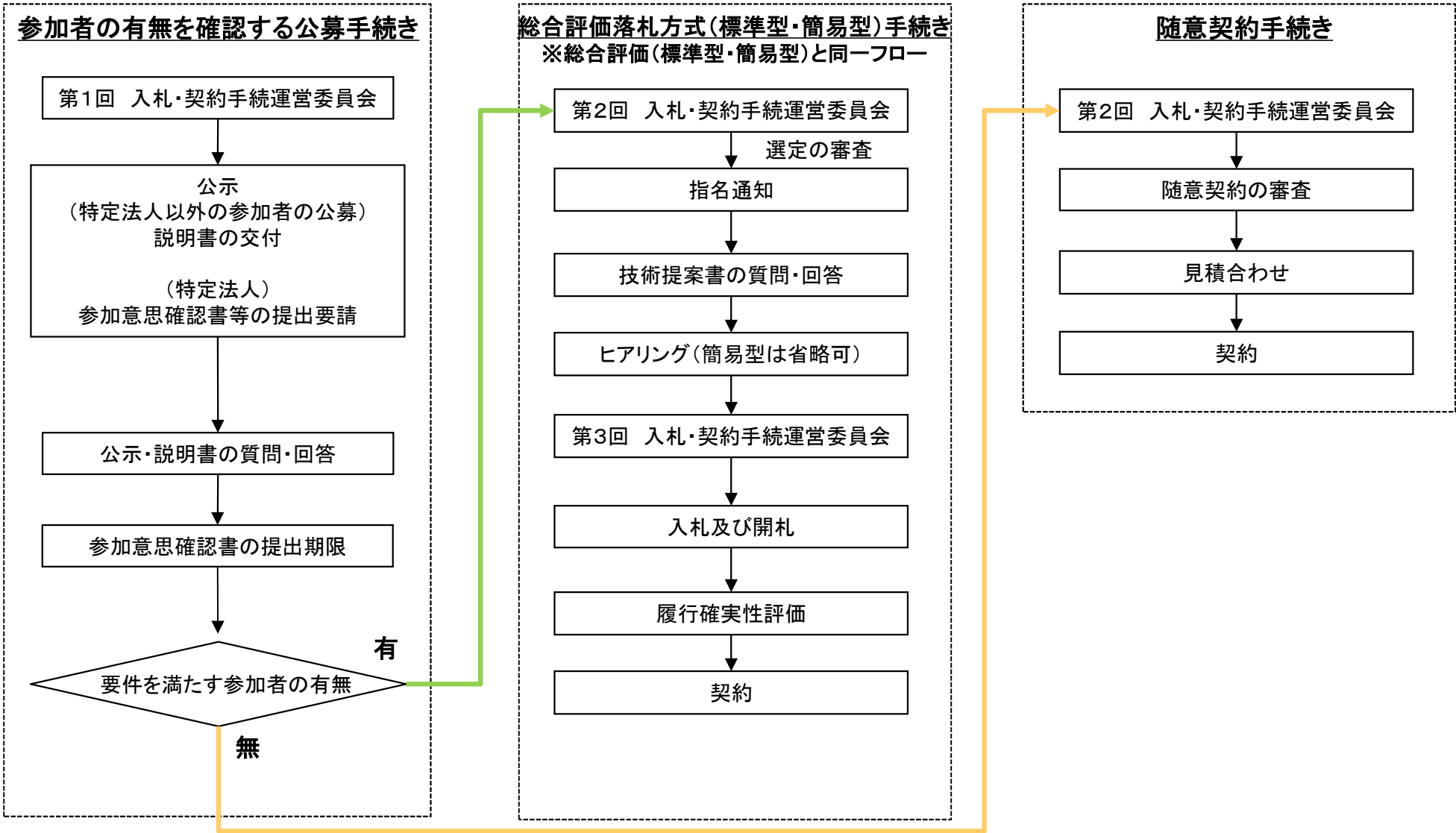
公募手続フロー



⑫参加意思確認型の運用・試行【新規】

対象業務：総合評価落札方式（標準型・簡易型）において、同一の内容について3回以上1者（同一業者）応札が続いている土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

公募手続フロー



3. サステナブルな四国の安全安心の実現

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑬ 地域企業の活用促進（チャレンジ型）	・地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。 ・現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。 ・このため、地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図ることを目的に試行を行うもの。	企業・技術者の業務成績、表彰の評価をしない	総合評価落札方式（簡易型） ※直轄業務未経験者でも業務上支障の少ない修正設計業務、地質調査、測量等を想定。	継続
⑭ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行	・四国地整では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいるところ。 ・メンテナンス、補修が通常時、災害時等に迅速且つ適切に行われるよう、四国に精通した技術者の育成を図ることを主な目的に実施するもの。	企業・技術者の業務成績を四国地整発注業務の成績のみで評価	総合評価落札方式すべて	継続
⑮ 地域特性を踏まえた特定テーマなどを設定する業務の試行	地形、地質、環境など業務対象地域特有の課題やリスク等に関する知見を踏まえた検討が適切に行われるよう、地域の事情を理解した「地域の守り手」が業務を遂行することで成果品質の向上を目的に実施するもの。	地域特性を踏まえた特定テーマ、地域要件、地域精通度評価を設定し、業務成績は四国地整完了業務の平均点で評価。また、四国内在住の管理技術者の配置を入札参加資格とする。	プロポーザル方式 ※四国の地域性、地域特有のリスク、地域の特色や以降を踏まえた検討等が必要となる業務を想定。	見直し（運用）
⑯ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価	大規模災害時の迅速かつ的確な支援活動を行った企業に対するインセンティブを設けることで、地域の守り手として中長期的な育成・確保することを目的に実施するもの。	災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価（平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状など）	プロポーザル方式、総合評価落札方式すべて	標準
⑰ 次世代の担い手確保・育成	建設業における担い手の確保・育成、技術力の向上として、若手技術者の登用促進を図るもの。	一定の実務経験の管理（主任）技術者を配置する際は、管理（主任）補助技術者1名を追加配置可能	総合評価落札方式すべて	見直し（運用）
⑱ 建設シニアの活用を促す試行	ベテラン技術者の継続的な活躍の支援、また、豊富な知識・経験を若手技術者に継承することで、継続的な技術力維持を図るもの。	照査技術者の配置要件として、資格及び過去10年以内の同種・類似業務の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験に加え、過去5年以内の同種・類似業務の照査技術者としての実務経験も配置可能	プロポーザル方式・総合評価落札方式 ※照査技術者を配置する設計業務等を想定。	継続

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

	試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①⑨	海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価	・日本企業が海外展開を進める上での課題として、国内・海外の制度や環境の違いや、国内の公共工事等における海外実績の活用が困難な実態等から、技術者の国内・海外間の相互活用が進んでいない。 ・このため、令和2年度から海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定する制度、認定を受けた技術者のうち特に優秀な技術者を表彰する制度を創設したところ。 ・認定技術者をプロポーザル方式、総合評価落札方式にて評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の業務等への参加を促進し、国内技術者の海外工事等への参画を容易にすることで国内外での相互活用を推進するもの。	「海外認定・表彰制度」により国土交通大臣から認定・表彰された実績を国内実績と同等評価 【評価対象】 ・同種・類似実績（企業・技術者） ・表彰（技術者）	プロポーザル方式・総合評価落札方式	継続
②⑩	事業促進PPP・PM・CM業務実績の加点評価	・事業促進PPP等は、直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業等において、民間技術者チームが、従来、発注者が行ってきた事業進捗管理・地元説明・関係機関との協議・調整等の事業マネジメント業務を発注者と一体となって実施するもの。 ・事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を加点評価することで品質の確保に繋げるもの。	管理技術者について、過去10年の事業促進PPP等業務の管理技術者または担当技術者としての実績がある場合に加点評価	プロポーザル方式 ※重要構造物詳細設計業務、計画検討業務を想定。	継続
②⑪	国土交通省登録資格の組合せ加点の試行	・現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに328資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。 ・技術士等と専門的な知識をもつ民間資格（国交省登録）と組み合わせることで、成果品の品質向上に繋げるもの。	技術士・博士の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて、単純に加点評価（例：橋梁点検業務→技術士＋道路橋点検士＝9点）	総合評価落札方式・プロポーザル方式 ※樋門詳細設計業務、道路構造物設計業務、橋梁詳細設計業務を想定	継続

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

試行メニュー		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑫	業務成績評価対象の見直し	・企業及び技術者の業務成績評定点については、TECRIS（テクリス）から抽出したデータを用いて加點評価を行っているところ。 ・技術者については、各業務で携わった役職別（管理（主任）、担当、照査）に評定点を有することから、技術者の評価の用いる評定点はそれらの技術者評定点を用いる。 ・また、他地整等の状況を鑑みて、評価期間の切替時期の変更を行う。	管理（主任）技術者及び担当技術者の成績評定点を平均し、加點する評価点を決定する。 また、評価期間の切替時期を6月から10月に変更する。	全ての発注方式	標準
⑬	学会表彰の活用	質の高い技術者を育成し、品質確保に繋げることを目的に実施するもの。	土木学会四国支部、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部の技術者表彰を評価	全ての発注方式	標準

⑬ 地域企業の活用促進(チャレンジ型)【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)】

- 地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。
- 企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)
- 参加しやすいよう試行の運用内容の見直しを実施(営業拠点の要件、同種・類似実績の設定など)

●参加表明時点

評価項目	評価着目点		総合評価簡易 【1:1】 (従来)	チャレンジ型 (試行)
参加表明者の経験及び能力 【企業】	資格・実績等	登録部門	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者の経験及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10	10
		同種・類似実績	5	5
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計			100	30

●技術提案時点

評価内容	評価着目点		総合評価簡易 【1:1】 (従来)	チャレンジ型 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10	10
		同種・類似実績	5	5
		CPD	2	2
	成績・表彰	成績	28	評価しない
		表彰	5	評価しない
実施方針		業務理解度	20	30
		実施手順	20	20
		その他	10	
			100	67

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始) 実施業務5件・・・入札参加者21者のうち、四国内本店企業が10者参加し、4者が落札。
- ・令和2年度 実施業務3件・・・入札参加者15者のうち、四国内本店企業が9者参加し、1者が落札。
- ・令和3年度(12月末時点) 実施業務4件・・・入札参加者7者のうち、四国内本店企業が7者参加し、4者が落札。
- ・令和4年度 実施業務3件・・・入札参加者7者のうち、四国内本店企業が7者参加し、3者が落札。
- ・令和5年度 実施業務2件・・・入札参加者13者のうち、四国内本店企業が6者参加し、2者が落札。
- ・令和6年度 実施業務5件・・・入札参加者22者のうち、四国内本店企業が9者参加、そのうち3者が落札。(全て延べ数)
- ・令和7年度 実施業務4件・・・入札参加者9者のうち、四国内本店企業が6者参加しそのうち4者が落札。(全て延べ数)

⑭ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 【継続】

【対象：総合評価落札方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式（簡易型）の企業および技術者の平均業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。
- 令和6年度より総合評価落札方式（標準型）を試行対象に加える。

〔平成27年度まで〕

企業及び技術者の業務成績
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局 発注の完了業務の平均点で評価



〔平成28年度より試行〕

企業及び技術者の業務成績
四国地方整備局発注の 完了業務の平均点で評価

◆近年の取り組み
・平成28年度（試行開始） 総合評価落札方式（簡易型）の全ての業務に適用
・令和6年度 総合評価落札方式の全ての業務に拡充して適用

⑮ 地域特性を踏まえた特定テーマなどを設定する業務 【見直し】 【対象:プロポーザル方式】

- 防災力向上を目的に、四国内在住技術者の技術力向上を目指して、管理（主任）技術者の四国内在住を入札参加資格として試行を実施する。（令和8年度～）
- 地域特性を踏まえた検討が適切に行われることにより成果の品質向上等が期待される業務を対象に、地域特性を踏まえた特定テーマ、地域要件、地域精通度を評価し、業務成績は四国地整完了業務の平均点で評価する試行を実施する。
 - ・地域要件：一定の地域内における「本店」または「営業拠点（本店・支店または営業所）」の有無を設定する。
※競争参加者の確保を十分に考慮する。
 - ・地域精通度：当該事務所または当該事務所周辺での業務実績を優位に評価する。

1) 参加資格

(3)業務執行体制に関する要件
【「地域特性を踏まえた検討を行う試行業務」の場合は以下を記載する。】

- ・本業務において、参加表明書を提出する者は営業拠点として〇〇県（四国地方整備局管内）に本店（営業拠点）を有する者。



1) 参加資格

(3)業務執行体制に関する要件
【「地域特性を踏まえた検討を行う試行業務」の場合は以下を記載する。】

- ・本業務において、参加表明書を提出する者は営業拠点として〇〇県（四国地方整備局管内）に本店（営業拠点）を有する者。
- ・本業務において、参加表明書を提出する者は四国内在住の配置予定管理（主任）技術者としてすること。

※入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の四国内在住であること。

⑮ 地域特性を踏まえた特定テーマなどを設定する業務

【見直し】

【対象：プロポーザル方式】

地域精通度（企業）

同種・類似		評価項目	配点
	①	同種	10
	②	類似	5

地域精通度

同種・類似		評価項目	配点
	①	同種	5
	②	類似	3
地域精通度		評価項目	配点
	①	〇〇事務所における業務実績あり。	5
	②	〇〇県内における業務実績あり。	3

地域精通度（技術者）

技術者資格等		評価項目	配点
	①	技術士資格	10
	②	RCCM又は特別上級・上級・1級土木学会認定技術者	5
	以下略		

地域精通度

技術者資格等		評価項目	配点
	①	技術士資格	5
	②	RCCM又は特別上級・上級・1級土木学会認定技術者	3
以下略			
地域精通度		評価項目	配点
	①	〇〇事務所における業務実績あり。	5
	②	〇〇県内における業務実績あり。	3

業務成績

〔標準〕

成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価		
		平均評価点	配点
	①	80.0 点以上	30
	②	79.0 点以上 ～ 80.0 点未満	27
以下略			

〔四国地整完了業務で評価〕

・四国地整完了業務の平均点で評価

成績		平均評価点	配点
	①	80.0 点以上	30
	②	79.0 点以上 ～ 80.0 点未満	27
	以下略		

⑮ 地域特性を踏まえた特定テーマなどを設定する業務

【見直し】

【対象：プロポーザル方式】

「地域特性を踏まえた検討が必要な業務・評価テーマ」の例

業務の例	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	・現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)〇〇調査業務、〇〇利用状況調査、〇〇台帳作成業務、被災状況調査 河川)〇〇水系流量観測業務(洪水痕跡調査) (評価テーマ)各調査箇所における、現道交通への影響を最小限とする時期を考慮した調査計画について
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	・渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)〇〇渋滞対策検討業務、〇〇交通安全対策検討業務 (評価テーマ例)〇〇交差点～〇〇交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じる危険性とそれに対する対応案について
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	・防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)〇〇防災点検業務、〇〇構造物点検業務、〇〇リスク検討業務 (評価テーマ例)〇〇出張所管内における構造物の点検について、構造物の劣化原因を的確にとらえるために必要な点検手法について
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	・計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)〇〇設計業務、〇〇協議会資料作成業務、〇〇施工計画検討業務、 (評価テーマ例)事業進捗に対応する、地域の現道交通に配慮した施工計画や工程計画を行うに当たっての検討手法について
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	・事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)〇〇利活用検討業務、〇〇地域連携調査業務、〇〇効果整理業務 (評価テーマ例)新規スマートIC検討箇所の整備効果の検討を行う上での留意点について

◆近年の取り組み

- ・令和5年度 実施件数4業務
(＜条件＞本店が四国管内：1業務(参加者)、＜条件＞営業拠点が四国管内：3業務(参加者7者))
- ・令和6年度 実施件数8業務
(＜条件＞本店が四国管内：0業務(参加者)、＜条件＞営業拠点が四国管内：8業務(参加者24者))
- ・令和7年度 実施件数7業務
(＜条件＞本店が四国管内：0業務(参加者)、＜条件＞営業拠点が四国管内：6業務(参加者19社)、＜条件＞営業拠点が県内：1業務(参加者1者))

⑯ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価

【標準】

【対象：全ての発注方式】

○災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価する。

(参考) 平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状【測量・建設コンサルタント等13者、建設業116社】

〔令和元年度まで〕

〔令和2年度～〕

【記載例】評価基準
【土木コン】企業表彰（プロポーザル方式）の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	①5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	②3
③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	③2
④土木学会四国支部表彰（地域技術賞、地域貢献賞）の実績あり	④2
⑤上記に該当しない場合は加点しない。	⑤0



【記載例】評価基準
【土木コン】企業表彰（プロポーザル方式）の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰、四国地方整備局管内事務所長から感謝状又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	①5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	②3
③四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	③2
④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	④2
⑤土木学会四国支部表彰（地域技術賞、地域貢献賞）の実績あり	⑤2
⑥上記に該当しない場合は加点しない。	⑥0

◆取り組み状況
・令和2年度から全ての業務で試行実施

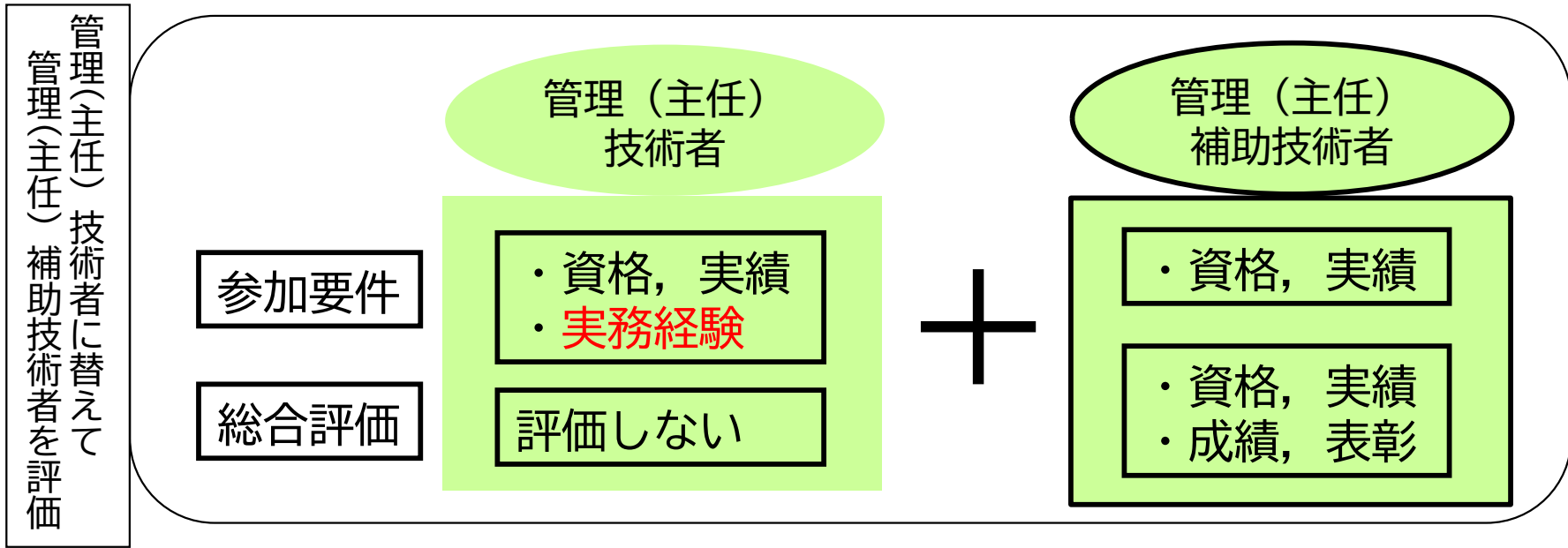
⇒令和7年度より試行を終了し本運用とする。

⑰ 次世代の担い手確保・育成 【見直し】

【対象：全ての総合評価落札方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 【R8年度からの実施内容】
- 配置要件：参加表明書提出期限日時点で実務経験が7年以上20年未満の者を「管理（主任）技術者」として配置する際は、「管理（主任）補助技術者」1名を追加配置可能とする。 （10年以上→7年以上に変更）
 - 評価：配置予定技術者の評価は、「管理（主任）技術者」に替えて「管理（主任）補助技術者」の評価値を採用する。
 - 配置要件：「管理（主任）補助技術者」の資格要件、実績要件、手持ち業務量制限は、「管理（主任）技術者」と同じとする。
 - 技術担保：「管理（主任）補助技術者」は担当技術者として配置。初回・成果納入時の打合せに管理技術者とともに必ず出席。

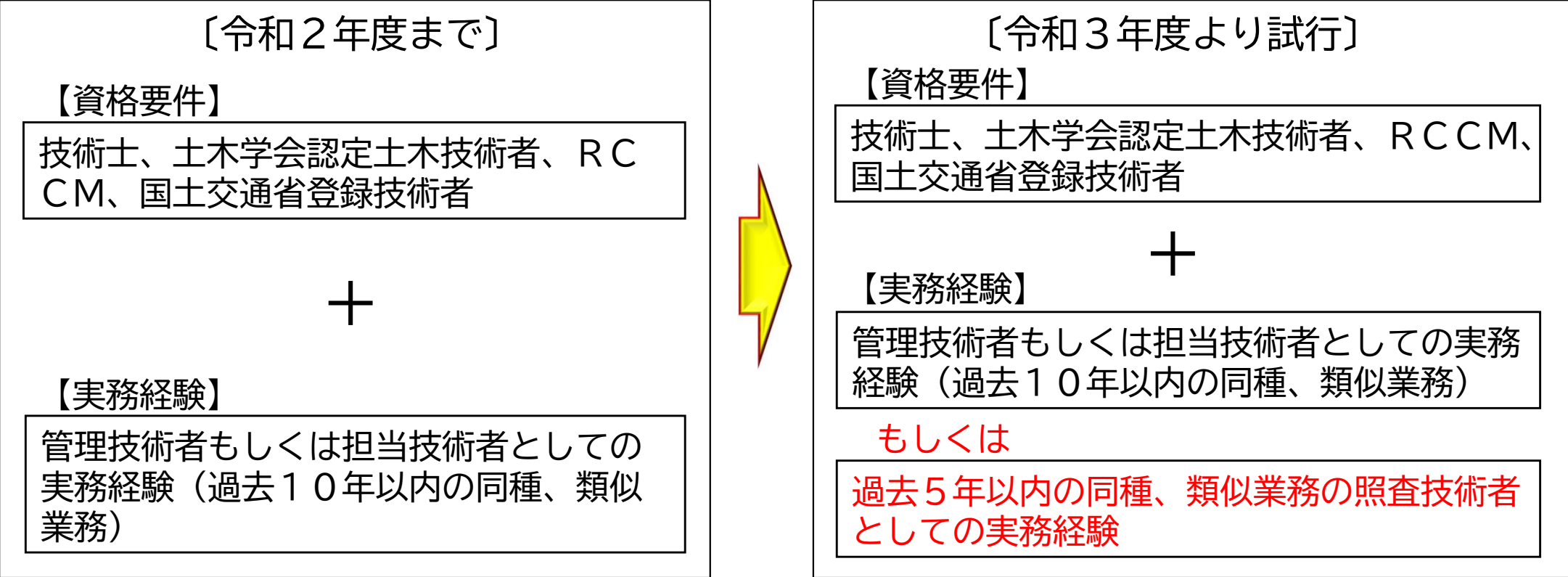
【R8年度の実施内容】



⑱建設シニアの活用を促す試行(照査技術者の配置要件の見直し) 【継続】
【対象:総合評価落札方式・プロポーザル方式 (詳細設計等の照査技術者を配置する業務)】

- 適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、長年、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる可能性がある。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験を生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。

◆照査技術者の配置要件



⑬海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式

【継続】

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

○今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設（「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」）するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

■評価方法

評価項目			海外技術者
技術者評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を国内実績と同様に評価
	成績・表彰	業務成績	【国内実績がある場合】 テクリス評価点において評価 【国内実績がない場合】 認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない
		技術者表彰	表彰された海外実績を国内実績と同様に評価 ○「国土交通大臣賞」を四国地方整備局長表彰相当とする ○「国土交通大臣奨励賞」を四国地方整備局の部長等・事務所長表彰相当とする
企業評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を国内実績と同様に評価

⑳事業促進PPP等の実績評価の試行

【継続】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を活用することを目的とする。
- 事業促進PPP、PM、CM業務の過去10年度の管理（主任）技術者、担当技術者実績を加点評価する。

●技術提案時点

評価項目	評価着目点		プロポーザル方式 (従来)	PPP等実績評価 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格等	10	10
		同種・類似実績	5	5
		CPD	2	2
		PPP等実績	—	2
	成績・表彰	成績実績	28	26
		表彰実績	5	5
実施方針		業務理解度	10	10
		実施手順	15	15
		その他	5	5
特定テーマに対する技術提案		的確性	60	60
		実現性	60	60
計			200	200

◆近年の取り組み

- ・令和2年度（試行開始）

・令和3年度

・令和4年度

・令和5年度

・令和6年度

・令和7年度
- 実施件数1業務（全参加者5者

実施件数8業務（全参加者32者

実施件数3業務（全参加者30者

実施件数3業務（全参加者14者

実施件数1業務（全参加者6者

実施件数1業務（全参加者10者
- 活用者0者

活用者4者

活用者1者

活用者1者

活用者3者

活用者3者
- うち受注者0者）

うち受注者1者）

うち受注者1者）

うち受注者1者）

うち受注者1者）

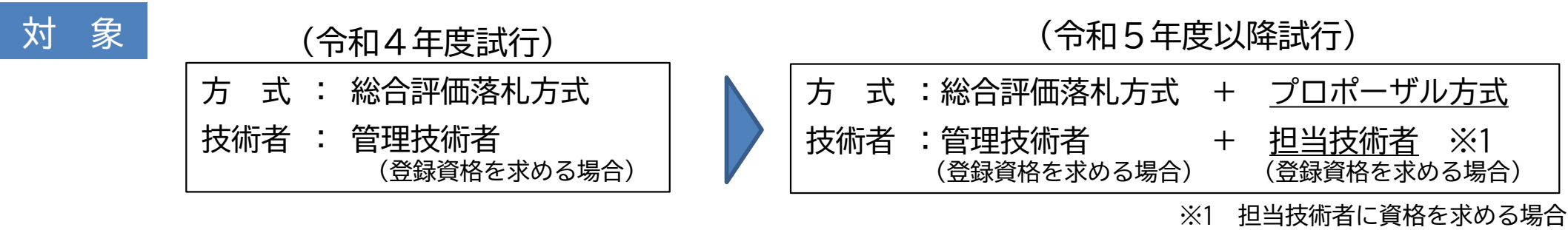
うち受注者1者）

②1国土交通省登録資格の評価(組合せ加点の試行)

【継続】

【対象:プロポーザル方式、総合評価落札方式】

- 現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに402資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。
- 技術士の評価に加えて、専門的な知識をもつ民間資格（国交省登録）と組み合わせて評価することで、幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識（施設分野）に基づく技術的判断が可能となり、成果品の品質向上に繋げるもの。
- 令和4年度より開始し、令和5年度からは総合評価落札方式に加え、プロポーザル方式も試行の対象とする。
- また、管理技術者のみでなく、担当技術者において資格を求める場合も対象とする。
※指名段階では適用せず、入札段階にて組合せの加点を行う。



◆近年の取り組み

- ・ 令和4年度（試行開始） 実施業務 2件（入札参加者 4者のうち、組合せ評価活用が 1者、うち1者が落札。
- ・ 令和5年度 実施業務 5件（入札参加者 25者のうち、組合せ評価活用が 7者、うち3者が落札。
- ・ 令和6年度 実施業務 10件（入札参加者 73者のうち、組合せ評価活用が 23者、うち4者が落札。
- ・ 令和7年度 実施業務 11件（入札参加者 46者のうち、組合せ評価活用が 7者、うち1者が落札。

②1国土交通省登録資格の評価(組合せ加点の試行)

【継続】

【試行の考え方】

○技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。

○国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点			組合せ試行評価	
(資格)		(配点順)		(配点順)
① 技術士		1) ①		1) ①+②1
② 国土交通省登録資格 (施設分野・業務)		2) ②		2) ①
1 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)				3) ②2 + ②1
2 (RCCM、土木学会認定技術者)		3) ③		4) ②1 または ②2
③ 上記以外のもの				5) ③
(国土交通省登録資格を除いて、発注者が指定するもの)				

●点検・診断等業務

維持管理分野 307資格

施設分野等	登録資格数												合計 (R8.4.1 時点)
	H27.1 (R2.2) (R7.2)	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
公園施設(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
公園施設(樹木)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	8
水道施設(水道管路施設を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	3
水道管路施設 (バルブ・その他の管路付属設備を含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	3
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
橋梁(鋼橋)	16	13 [1]	13	4	4	2	2	6	0	0	0	1	60
橋梁(コンクリート橋)	17	12 [1]	13	6	7	2	2	6	0	0	0	1	65
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	—	—	—	—	—	—	—	2	0	2	0	0	4
トンネル	5	13 [1]	8	3	1	2	2	3	2	0	0	1	39
道路土工構築物(土工)	—	—	—	—	14	12	0	0	2	3	0	1	32
道路土工構築物(シェッド・大空カルバート等)	—	—	—	—	8	8	0	0	2	3	0	1	22
舗装	—	—	—	9	1	4	0	0	2	3	0	1	20
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	0	0	2	6	0	1	18
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	50	49 [3]	37	36	37	30	6	21	10	17	6	11	307

※()は更新年月 ※[]は令和8年3月31日が登録期間末の資格数(左記資格数の内数)であり、合計欄の資格数は[]の資格数を除いた資格数

●横断型業務

横断型分野 3資格

施設分野等 (業務)	登録資格数											合計 (R8.4.1 時点)
	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	
全施設 (データ管理(BIM／CIM))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	1
全施設 (建設情報システム整備・管理)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
全施設 (測量(UAV測量))	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0	1
計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3

※()は更新年月

維持管理分野 307資格、計画・調査・設計分野 101資格、横断型分野 3資格

総計411資格

●計画・調査・設計業務

計画・調査・設計分野 101資格

施設分野等	登録資格数											合計 (R8.4.1 時点)
	H28.2 (R3.2) (R8.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2 (R7.2)	R3.2 (R8.2)	R4.2	R5.2	R6.2	R7.2	R8.2	
地質・土質	9 [2]	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	13
宅地防災	—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	6
地籍調査	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	0	5
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
水道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	0	5
下水道	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
砂防	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
道路	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
舗装	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0	1
港湾	14	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	16
空港	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	62 [2]	13	4	0	2	2	4	3	5	6	2	101

※()は更新年月 ※[]は令和8年3月31日が登録期間末の資格数(左記資格数の内数)であり、合計欄の資格数は[]の資格数を除いた資格数

②業務成績評価の対象 【標準】

【対象：全ての発注方式】

- 業務成績（技術者）の評価対象について、業務評定点から技術者評定点に変更する。（全国統一）
- 評価期間の切替時期について、他地整の状況等も鑑みて6月から10月に変更する。

【総合評価落札方式（簡易型）の場合】

■令和6年度からの運用（見直し）（令和8年10月1日の場合）

専門技術力（業務成績）《企業》

国土交通省四国地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去2年度間（令和6年度～令和7年度まで）に完了した業務のテクリス算出平均評定点を以下のとおり評価する。

専門技術力（業務成績）《技術者》

国土交通省四国地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去4年度間（令和4年度～令和7年度まで）に完了した管理（主任）技術者又は担当技術者として携わった業務における役割に応じたテクリス登録技術者評価点の平均点を以下のとおり評価する。

■配置予定技術者の過去4年度間の業務成績評価の算定

別表

項目別評定点

(2) 設計業務「調査・計画業務」
業務名：令和〇年度 ○〇〇〇業務

考 査 項 目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点／満点)	担当技術者 (評定点／満点) (注1)	照査技術者 (評定点／満点) (注1)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	16.0点／20.0点	16.0点／20.0点	4.0点／5.0点	
	実施状況の評価	執行管理	4.0点／5.0点	4.0点／5.0点	4.0点／5.0点	
		品質管理	15.0点／20.0点	15.0点／20.0点	22.0点／30.0点	一点／50.0点
		業務特性	8.0点／10.0点	8.0点／10.0点	10.0点／12.5点	
		創意工夫	2.8点／4.0点	2.8点／4.0点	2.8点／4.0点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8点／6.0点	4.8点／6.0点	4.8点／6.0点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.5点／5.0点	3.5点／5.0点	5.3点／7.5点	
結果の評価		成果物の品質	24.0点／30.0点	24.0点／30.0点	24.0点／30.0点	
評定点の小計(注3)			78点／100点	78点／100点	77点／100点	
事故等による減点			0点	0点	0点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点			0点	0点	0点	一点
その他()			0点	0点	0点	一点
総合評定点(注3)			78点 ／100点	78点 ／100点	77点 ／100点	一点 ／100点

企業の平均評定点の対象

技術者の平均評定点の対象
(各業務の役割に応じて)

※企業及び技術者の平均評定点については、少数第一位(少数第二位を四捨五入)して評価する。

※照査技術者として携わった業務は対象外とする。

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

②③学会表彰の活用 【標準】

【対象：全ての発注方式】

○地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰を活用する。

〔平成30年度まで〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰（技術賞、技術開発賞、研究・論文賞）の実績あり、土木学会四国支部表彰（技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞）の実績あり



〔令和元年度より試行〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部及び土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰（技術賞、技術開発賞、研究・論文賞）の実績あり、日本応用地質学会中国四国支部（優秀発表賞、優秀ポスター賞）の実績あり、土木学会四国支部表彰（技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞）の実績あり

◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加

⇒令和7年度より試行を終了し本運用とする。